

平成 29 年 5 月 15 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人

職業安定法の一部改正について

神奈川県医師会を通じて通知が参りましたのでお知らせいたします。
なお、メール通知ご希望の先生方にメール送信もしておりますので、ご確認ください。

29 神医第 191 号

平成 29 年 4 月 28 日

郡市医師会担当理事 殿

神奈川県医師会
理事 増沢 成幸
(公印省略)

職業安定法の一部改正について (職業紹介事業者に関する改正について)

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省労働基準局長、職業安定局長及び雇用均等・児童家庭局長より各都道府県労働局長あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ (地域保健関係) 〉

お問い合わせ先

地域医療企画課 担当：松井

横浜市中区富士見町 3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

E-mail s-matsui@kanagawa.med.or.jp

(地 I 23)

平成 29 年 4 月 14 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 菴 敏

職業安定法の一部改正について
(職業紹介事業者に関する改正について)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「雇用保険法等の一部を改正する法律」が平成 29 年 3 月 31 日に公布されました。

この中で、職業安定法の一部改正が行われ、職業紹介事業者に対して紹介実績等の情報提供が義務付けられることとなりました。情報提供の内容は、別添通知の「2 職業安定法の一部改正(4)ハ」にありますように、当該職業事業者の紹介により就職した者の数、就職者のうち早期に離職した者の数(6か月以内に離職した者となる予定(省令))、手数料に関する事項その他厚生労働省令で定める事項であります(参考資料の2ページも併せてご参照ください)。

施行は平成 30 年 1 月 1 日からであり、今後、省令の改正や職業安定法に基づく指針(告示)の作成等が行われる予定です。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

<送付資料>

- ・雇用保険法等の一部を改正する法律等について(労働基準局長他連名通知)
- ・雇用保険法等の一部を改正する法律(概要)
- ・参考資料